

平成29年度 第1回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	平成29年6月26日(月) 午前9時45分～午前11時30分	
開催場所	市長応接室、特別会議室	
出席者	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学法科大学院教授) 委員 坂本 昇(税理士)	
	(意見書提出時) 市長 竹上 真人 副市長 山路 茂 副市長 永作 友寛	
事務局	総務部長 村林 調達係長 湯川 契約・検査担当参事 岡野 検査指導係長 野口 契約監理課長 松下 契約係長 渡辺	
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・市長への意見具申 ・今年度の開催予定について ・次回開催日及び抽出委員の選定について 	

委員会	松阪市
● 「平成28年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・「平成28年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日市長に提出する。今回は10回目の意見具申となる。 ・近年の建設業界では、国の経済対策や復興事業、民間需要などでも改善傾向が見受けられ、建設業はインフラ整備の担い手、地域安全の守り手として、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っている。一方、公共事業が税金を原資とする以上は、適切な予算で品質を確保し、公共調達が公正、効率的に実施される必要がある。当委員	(特別会議室)

会では、公平性・公正性・透明性・競争性と品質確保の観点から、慎重、活発な審議を重ねてきており、その取りまとめとして本日この意見書を提出するものである。

● 市長への意見具申

(市長応接室)

委員会	市 長
<ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき「低入札価格調査案件の執行状況と工事品質」、「清掃業務委託の談合情報とその対応」、「土木一式工事における地域指定条件」、「防災行政無線工事の入札結果」、「特命随意契約において留意すべき事項」、「より良い制度運用の提言」、「技術職員の育成と監督・検査体制の充実」などについて委員長等から説明。（以下抜粋）  	<p>・まずは、入札等監視委員会委員の皆様方には松阪市の入札契約に対する継続的な監視と、毎年様々な視点から意見書をいただくこと改めてお礼申し上げる。</p> <p>・近年様々な新聞報道や政府発表などにもあるように、建設業への若年層の新規就労者が減少し、高齢化している状況がある。全国でも地方部は同様だと思うが、松阪市の産業構造では建設業が相当の生産額を占めており、若者がきちんと就労できる環境づくりが大きな課題と考えている。</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ・発注時期の平準化について、地方自治体では会計年度独立の原則により施工時期が年度後半に偏りやすい。早期発注の取組みは、業者の受注体制や道路交通などの市民生活への影響だけでなく、工期の余裕で品質向上も期待できる。今後も引き続き早期発注、施工時期の平準化に一層努められたい。 ・低入札価格調査制度について、現時点では、受注者の責任ある施工管理や企業努力で、全体的には良好な結果が得られている状況と思われるが、個別案件に見られる一部品質が低いものや、かなり競争が進んでいる状況もあり、その内容を精査 	

しながら、品質確保や過当競争防止等の観点からその動向に注視し進めることが必要と思われる。75%付近という低い落札率に関しては、これが恒常的なものになると、やや問題ということにもなると思う。そうなる可能性も含めて落札率の低い案件には、何らか簡易な審査制度を設ける必要性も出てくるのかなと思う。

また、受注者には値段が安いから工事品質が低いのは当然と思ってもらうと困る。低い落札率で工事成績が低い業者には何らかマイナス評価をすることがあって良いのではと思う。



・防災行政無線工事について、事業は残すところ飯南・飯高管内の工事だけとなった。松阪市全域が同メーカーとなることや、飯南・飯高地域だけが他メーカーとなることのメリット、デメリットについて再検証が必要と思われる。工事品質と競争性など様々な角度からの検討とともに、随意契約も安易に排除せず、松阪市にとって最善の契約方法を選択できるよう熟考の上努められたい。

・随意契約について、公共調達では一般競争入札が原則で随意契約は例外。手続の簡略化、信用、技術、経験等をもつ相手を選定できる長所がある反面、公正を妨げるおそれがあるという短所もある。意見書に記述した一般的な課題点のほか、一般的な見方だけでは判断できない個別的案件もある。監視委員会でもそれら個別事情や必要性の判断に対して勉強しなければならないこともあると考えている。

・災害復旧工事について、平成28年度には不調

・地域の高校にも土木系の学科がある。卒業生が地域の建設業界に就職できる環境として、社会保障の各種保険加入や福利厚生等の就労条件など、条件が整わなければ地域への就職希望もなく、それらの整備は重要と考えている。



・低入札価格調査制度の試行状況として、導入する大型工事の入札では相当低い価格で落札となってきた。問題は先ほどの話にも繋がるが、ある程度利益が確保できなければ、従業員給与、福利厚生など就労条件への取り組みも疎かになる。監視委員会からの意見もいただき、この制度を松阪市が導入したそもそもの目的は、最低制限価格を1円でも下回る応札を一律失格とし、場合によって高値応札者との契約になる最低制限価格制度の弱点を補完し改善するためのもの。低入札を助長するものではなく、もう少し様子を見る必要があるが、この状況が続くようなら何らか考えて行かなければならないと思っている。

・防災行政無線工事については、入札結果だけを見れば当初から全体契約を検討したい内容と思うが、10年以上の長期に亘る整備事業であり、事業当初には財源等も含め全体計画、契約手法等の検討があり現在に至っているもの。現時点では随意契約までの判断はできないが、まずは出来る限りの競争性確保などご意見のとおり広く様々な角度から検討していきたい。

・随意契約については、ご指摘のとおりあくまでも例外。当然に個別の必要性がある。提言いただいた基本的事項に留意し、引き続き適正な随意契

がなく非常に良い結果となった。今後も災害の程度により更に入札条件を検討していく必要性がある。これまで同様、迅速柔軟な対応をもって災害復旧工事の執行に努められたい。

・不良不適格業者の排除について、社会保険等の加入徹底を名簿登録に制度化されたことは、将来に亘る雇用環境の改善と、公平な競争環境の構築に進められたと評価しており、今後も関係機関とも連携し一層努められたい。

・技術職員育成と監督・検査体制の充実について、より高品質な工事を完成するには、受注者に施工体制の充実や技術者育成を求める同時に、発注者の担当監督員や検査員の経験・技術が継承される体制づくりが重要。前回意見書でも述べた、検査評定点を活用するインセンティブ発注制度については検討状況も確認したいが、この制度運用にも、職員の技術的な判断能力と評定水準の維持が必要である。長期的な視点で計画的な技術職員の配置、育成に配慮されたい。



・入札契約に対しては、公平公正、透明性、競争性と品質確保を念頭に市の担当者が努力されていることがわかる。入札契約に対して、必ずこれが正しい監視の仕方というものはない。年度により案件も変われば社会、経済環境も変わる。そのような状況を踏まえ、今後も引き続き監視、審議していく必要がある。

・松阪市の入札制度改革は、一般競争入札制度を基軸に、社会情勢の変遷や地域経済の動向を見据え努力が重ねられてきた。今後も公平公正性を失

約の運用に努めたい。

・昨年度は幸いと台風被害も少なかったが、26、27年度には多くの災害復旧工事を集中して発注した。台風災害や南海トラフ地震、全国各地で年々増えるゲリラ豪雨等も含めた災害対策としても、復旧工事に参加し落札してもらえるような検討、努力をしなければと考えている。



・不良不適格業者の排除については、冒頭に申し上げた内容だが、今後も対応していきたいと考えている。

・職員育成については引き続き取り組みたい。

また、委員会からご意見があったインセンティブ型入札制度については検討を進めており、今年度2、3件になると思うが試行したいと考えている。競争性確保に留意し、対象者には優良工事表彰者、工事成績優秀者、災害復旧工事受注者を検討。工事品質が優良な業者とあわせ、時期や条件が悪く入札参加を敬遠されがちな災害復旧工事受注に対するインセンティブとして試行したい。



<p>することなく、「最少の経費で最大の効果」を念頭に両輪の関係にある地域業者と共に、各々の社会的責任と健全な協力関係のもと進めていかなくてはならない。今後より適正な入札契約制度を目指し、国等の方針に沿うだけでなく、松阪市の課題を明確にし、独自の柔軟性のある制度構築に向けてこの意見書が役立てられることを期待したい。</p>	<p>・常日頃より、監視委員会委員の皆様方には、入札契約の厳正な監視と審議をいただき、また本日の様なご意見をいただくことにより、安定的で継続した、緊張感ある入札契約の執行と、様々な制度改善に進めができるものと考えている。 本日いただいた意見書は今後の参考とし進めていきたい。今後も厳しい監視と積極的なご意見をよろしくお願ひしたい。</p>
--	---

<p>● 今年度の開催予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会議は、原則として7月（抽出対象：4月～6月）、10月（同：7月から9月）、1月（同：10月から12月）及び3月（同：年度全般）に開催するものとする。 	<p>(特別会議室)</p>
<p>● 次回開催日程及び抽出委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回開催日を平成29年7月28日（金）15時30分からとする。 ・抽出委員は村田委員とする。 	